
若葉の丘ケアセンター
利用契約書
重要事項説明書
個人情報利用同意書

住宅型有料老人ホーム リブイン若葉(内)

訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業第1号

訪問介護相当サービス、
生活援助型訪問サービス事業所

株式会社 太寿

利用契約書

_____様(以下、「利用者」といいます。)と、株式会社太寿が設置する「若葉の丘ケアセンター」(以下、「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う訪問介護及び訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス(以下、「サービス」といいます。)について次のとおり契約します。

第1条 (目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるようサービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

この契約の契約期間は、契約締結日から利用者の要支援認定又は要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約満了の7日前までに利用者から契約終了の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて自動更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間満了日の翌日から更新後の要支援認定又は要介護認定有効期間の満了日までとします。

第3条 (訪問介護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って訪問介護計画を作成します。事業者はこの訪問介護計画の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条 （サービスの内容）

事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿った内容のサービスを提供します。

- 2 第1項のサービス従業者は、介護福祉士、社会福祉士法及び介護福祉士法に基づく実務者研修、介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修1級・2級課程、介護職員基礎研修課程を修了した者です。
- 3 訪問介護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合、利用者の了承を得て、新たな内容の訪問介護計画を作成し、それをもってサービスの内容とします。
- 4 事業者が訪問介護計画に沿ったサービスの内容に関する責任者及び連絡先は下記の通りです。

＜サービス提供責任者＞

氏 名 吉野 信行 ・板橋 勇二 ・ 平野 京子 ・ 根本 千史

連絡先 043-234-7881

第5条 （サービスの実施の記録）

事業者は、サービスの実施ごとに、サービスの内容等を記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受ける事とします。

- 2 事業者は、サービス提供記録をつける事とし、この契約の終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受ける事ができます。

第6条 （料金）

利用者は、サービスの対価として重要事項説明書に定める利用単位毎の料金をもとに

計算された月毎の合計額を支払います。

- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付けて、翌月20日までに利用者宛てに送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌々月5日に指定口座より振替させていただきます。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業員がサービスを実施の為に使用する、水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第7条 （サービスの中止）

利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をする事により、料金を負担する事なくサービス利用を中止する事ができます。

- 2 利用者がサービス実施日の24時間前までに通知する事なくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して下記に定める方法により、料金の全部又は一部を請求する事ができます。この場合の料金は、第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

<キャンセル規程>

①	ご利用の24時間前までにご連絡頂いた場合	無料
②	ご利用の12時間前までにご連絡頂いた場合	当該基本料金の50%

※ 但し、やむを得ない事情(急な入院、不慮の出来事等)の場合は無料です。

第8条 （料金の変更）

事業者は、利用者に対して、1ヶ月前迄に文書で通知する事により、利用単位毎の料金の変更(増額又は減額)を申し入れる事ができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく重要事項説明書を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知する事により、

この契約を解約する事ができます。

第9条 （契約の終了）

利用者は事業者に対して、7 日の予告期間を置いて文書で通知する事により、この契約を解約する事ができます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知する事により、直ちにこの契約を解約する事ができます。

- ① 利用者の病変、急な入院等をやむを得ない事情がある場合
- ② 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ③ 事業者が守秘義務に反した場合
- ④ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ⑤ 事業者が第16条に反した場合

3 事業者は、以下の場合、利用者に対して、30日の予告期間を置いて理由を示した文書で通知する事により、この契約を解約する事ができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- ② 利用者の行動が、他の利用者又は事業者の役職員の生命・身体・健康・財産(事業者の財産を含む)に危害を及ぼし、ないしは、その危害の切迫したおそれがあり、かつ通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき
- ③ 利用者又はその家族等による、事業者の役職員や他の利用者等に対するハラスメントにより、事業者と利用者との信頼関係が著しく害されサービスの継続に支障が及んだとき
- ④ サービスの実施に際し、利用者又はその家族等が、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、サービスを継続しがたい事情を生じさせた場合
- ⑤ その他、利用者又はその家族等が事業者の役職員や他の利用者に対して背信行為

を行った場合

⑥ 利用者またはその家族が第16条に反した場合

4 事業者は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって利用者のサービス計画(ケアプラン)を作成した介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が介護保険施設に入所した場合

② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

③ 利用者が死亡した場合

第10条 (秘密保持)

事業者及びサービス従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、サービス担当者会議や医療機関との連絡調整、介護報酬請求審査及び支払いに関する問い合わせ等において利用者又はその家族等の個人情報を用いる場合は、予め文書で同意を得ます。

第11条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供における事故発生時の対応、及び事故防止のために諸種の取り組みを行います。

2 事業者は、事故が発生し、利用者の生命・身体・健康・財産に損害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、以下の通り対応します。

① 直ちに必要な措置を講じる

② 速やかに利用者の家族及び地方自治体の関係部署に連絡・報告を行う

3 事業者は、前項の事故により損害が発生し、それが事業者の責めに帰すべき事由によ

る場合には、速やかに利用者に対して損害の賠償を行います。ただし、利用者やその家族側に故意又は過失がある場合には、損害賠償額を減ずることがあります。

- 4 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供を行っている時に、利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医等に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

第13条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条（連携）

事業者は、サービスの提供にあたり、介護支援専門員、地域包括支援センター職員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 2 事業者は、契約締結の旨を介護支援専門員に速やかに連絡します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合、又は本契約が終了した場合は、その旨を速やかに介護支援専門員等に連絡します。尚、第9条第3項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員等に連絡します。

第15条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

尚、対応の窓口は下記の通りです。

＜サービス相談窓口＞

担当者： 管理者 松浦 菊夫

電話 : 043-234-7881

(受付時間 月曜日 ～ 日曜日8:30～17:30)

第16条 (反社会的勢力の排除の確認)

事業者と、利用者とは、それぞれの相手方に対し、次の事項を確約します。

- 1 自らが暴力団・暴力団関係者若しくはこれに準ずる者又は構成員(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと
- 2 自らの役員(業務を執行する社員・取締役又はこれらに準ずる者をいう。)又はその家族が反社会的勢力ではないこと
- 3 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の行為又は業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ③ サービス提供の場所を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為

第17条 (協議事項)

利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

第18条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを予め合意します。

重要事項説明書

＜令和7年7月1日 現在＞

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電 話 043-234-7881（8：30～17：30まで）

担 当 松浦 菊夫（＊ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。）

2. 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	若葉の丘ケアセンター
所 在 地	千葉県千葉市若葉区小倉町1763番地12
サ ー ビ ス の 種 類	1：訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業 2：訪問介護相当サービス 3：生活援助型訪問サービス
介護保険指定番号	千葉県 1270402173号
サービスを提供する地域	千葉市（左記地域以外の方でご希望の方はご相談下さい）

(2) 当事業所の職員体制

従業者職種	資格	常勤	非常勤	計(人)
管理者	介護福祉士	1	0	1
サービス提供責任者	介護福祉士	4	0	4
訪問介護員	介護福祉士	19	19	38
	ヘルパー2級 (初任者研修) 修了者	5	9	14
	実務者研修修了者	3	1	4

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8：00～18：00	早朝 6：00～8：00	夜間 18：00～22：00	深夜 22：00～6：00	備考
平 日	○	○	○	○	
土・日・祭 日	○	○	○	○	

＊ 時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

訪問介護計画に則り、以下(1)～(4)のサービスを提供します。(訪問介護計画にない身体介護、生活支援については、介護保険給付の対象となりません。介護保険給付外での有料サービスでとなります。)

(1) 身体介護（要介護者の方のみ）

- ①食事介助…… 準備・配膳・摂取介助・後片付け等
- ②入浴介助…… 清拭・部分浴・全身浴・洗面等
- ③排泄介助…… トイレ誘導及び介助・オムツ交換等
- ④体位変換…… 安楽な姿勢保持・褥瘡予防による体位変換
- ⑤外出介助…… 外出準備・交通機関（バス等）の乗降介助等

(2) 生活援助（要介護の方のみ）

- ①買い物 …… 日常品等の買い物・薬の受け取り等
- ②調理 …… 一般的な調理・配膳及び後片付け等
- ③掃除 …… 室内やトイレ、卓上等の清掃・ゴミ出し等
- ④洗濯 …… 洗濯機及び手洗いによる洗濯・乾燥（物干し）、
取り入れと収納・アイロンがけ等

(3) 訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス（要支援の方のみ）

自立支援を目的とした「身体介護」や「生活支援」等を行います。

(4) その他のサービス

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として下記の料金の1割又は2割又は3割です。詳細は下記料金表を確認下さい。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

また、当事業所が加算の届出を行った場合には、届出分類に応じて加算した金額が利用料となります。算定要件を満たした場合のみ、基本料金に加算されます。

※料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は料金表の基本料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

①訪問介護（要介護1～5の方）の場合

1単位＝11.05円

項目		単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)		
				1割	2割	3割
身体介護中心	20分未満	163	1,801	181	361	541
	20～30分未満	244	2,696	270	540	809
	30～60分未満	387	4,276	428	856	1,283
	60～90分未満	567	6,265	627	1,253	1,880
	以降30分ごとに算定	82	906	91	182	272
身体介護の20	所定時間が20分から	65	718	72	144	216

分～に引き続き生活援助を行った場合	起算して25分ごとに (195単位を限度)					
生活援助中心	20～45分未満	179	1,977	198	396	594
	45分以上	220	2,431	244	487	730
通院等乗車介助		97	1,071	108	215	322

②訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス(要支援1・2)の場合 1単位＝11.05円

項目	頻度		対象		単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			支1	支2			1割	2割	3割
I	週1	月4回以上	○	○	1,176/月	12,994	1,300	2,599	3,899
II	週2	月8回以上	○	○	2,349/月	25,956	2,596	5,192	7,787
III	週2以上	月12回以上	—	○	3,727/月	41,183	4,119	8,237	12,355
IV	週1	月3回以下	○	○	268/回	2,961	297	593	889
V	週2	月7回以下	○	○	272/回	3,005	301	601	902
VI	週2以上	月11回以下	—	○	287/回	3,171	318	635	952
短時間	20分未満	月22回まで	○	○	167/回	167/回	185	369	554

③訪問介護 加算・訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス(要支援1・2)加算

項目	対象		単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)		
	支援	介護			1割	2割	3割
☐ 初回加算	○	○	200/月	2,210	221	442	663
☐ 生活機能向上連携加算Ⅰ	○	○	100/月	1,105	111	221	332
☐ 生活機能向上連携加算Ⅱ	○	○	200/月	2,210	221	442	663
☐ 認知症専門ケア加算Ⅰ	—	○	3/日	31	4	7	10
☐ 認知症専門ケア加算Ⅱ	—	○	4/日	44	5	9	14
☐ 緊急時対応加算	—	○	100/回	1,105	111	221	332
☐ 2人の訪問介護員等の場合	—	○	所定単位数の200%を算定				
☐ 早朝加算	—	○	所定単位数の25%加算				
☐ 夜間加算	—	○	所定単位数の25%加算				
☐ 深夜加算	—	○	所定単位数の50%加算				
☐ 同一建物減算1	○	○	所定単位数の90%算定				
☐ 同一建物減算2	—	○	所定単位数の85%算定				
☐ 同一建物減算3			所定単位数の88%算定				
☐ 特定事業者加算Ⅰ	—	○	所定単位数に20.0%乗じた金額				
☐ 特定事業者加算Ⅱ	—	○	所定単位数に10.0%乗じた金額				
☐ 特定事業者加算Ⅲ	—	○	所定単位数に10.0%乗じた金額				
☐ 特定事業者加算Ⅳ	—	○	所定単位数に5.0%乗じた金額				
☐ 特定事業者加算Ⅴ	—	○	所定単位数に3.0%乗じた金額				

☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	○	○	所定単位数に 24.5%乗じた金額
☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	○	○	所定単位数に 22.4%乗じた金額
☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	○	○	所定単位数に 18.2%乗じた金額
☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	○	○	所定単位数に 14.5%乗じた金額
☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)	○	○	所定単位数に 22.1%乗じた金額
☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2)	○	○	所定単位数に 20.8%乗じた金額
☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3)	○	○	所定単位数に 20.0%乗じた金額
☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4)	○	○	所定単位数に 18.7%乗じた金額
☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5)	○	○	所定単位数に 18.4%乗じた金額
☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6)	○	○	所定単位数に 16.3%乗じた金額
☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7)	○	○	所定単位数に 16.3%乗じた金額
☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8)	○	○	所定単位数に 15.8%乗じた金額
☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9)	○	○	所定単位数に 14.2%乗じた金額
☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10)	○	○	所定単位数に 13.9%乗じた金額
☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11)	○	○	所定単位数に 12.1%乗じた金額
☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12)	○	○	所定単位数に 11.8%乗じた金額
☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13)	○	○	所定単位数に 10.0%乗じた金額
☐ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14)	○	○	所定単位数に 7.6%乗じた金額
☐ 高齢者虐待防止措置未実施減算			所定単位数に 1.0%減じた金額
☐ 業務継続計画未策定事業所 ※1			所定単位数に 1.0%減じた金額

項目

加算要件（要件を満たす場合のみ算定されます）

初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が訪問介護員に同行又はサービス提供責任者がサービス提供した場合。初月内1回を限定として算定。
生活機能向上連携加算Ⅰ	訪問リハビリテーション実施時に、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職が利用者宅を訪問し共同による介護計画を定期的に作成し、当該リハビリテーション専門職がサービス提供の場において、利用者の状態を把握した上で、定期的に助言（アセスメント・カンファレンス）を行う場合に3ヶ月を限度として算定。
生活機能向上連携加算Ⅱ	訪問リハビリテーション実施時に、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職が利用者宅を訪問し共同による介護計画を作成した場合に3ヶ月を限度として算定。
認知症専門ケア加算Ⅰ	・認知症の日常生活自立度Ⅲ以上の方が利用者の半数であり、定められた数の認知症介護実践リーダー研修修了者を配置している。また、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催している事業所
認知症専門ケア加算Ⅱ	Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している。介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定している事業所
緊急時対応加算	利用者又はその家族等からの要請に基づき、担当介護支援専門員が必要と認めた場合に、居宅サービス計画(ケアプラ

	ン)に位置づけされていない訪問介護サービスを提供した場合に算定。
2人の訪問介護員等の場合	利用者、家族等の同意を得ている場合で、いずれかに該当するとき イ：利用者の身体的理由により1人の介護が困難と認められる場合。 ロ：暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる場合。 ハ：その他利用者の状況からイとロに準ずると認められた場合
早朝加算	午前6時～午前8時の時間帯にサービスを行う。
夜間加算	午後6時～午後10時の時間帯にサービスを行う。
深夜加算	午後10時～午前6時の時間帯にサービスを行う。
同一建物減算 1	・事業所の所在する建物と同一する敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する者に訪問する場合 ・上記以外の範囲に所在する建物に居住する者に訪問する場合
同一建物減算 2	事業所の所在する建物と同一する敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する者に訪問する場合
同一建物減算 3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く）
口腔連携強化加算	口腔内の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り加算。
特定事業者加算 I	訪問介護員の質の確保や活動環境の整備を図るとともに、要介護状態が中重度の方への対応を重点的に行っている事業所 (Ⅰ) 体制要件・人材要件・重度対応いずれにも適合する場合 (Ⅱ) 体制要件・人材要件に適合する場合 (Ⅲ) 体制要件・重度対応に適合する場合 (Ⅳ) 体制要件・人材要件・重度対応に適合する場合 (Ⅴ) 体制要件・人材要件に適合する場合

特定事業者加算Ⅱ～Ⅴ	事業所の所在する建物と同一する敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する者に訪問する場合
介護職員等処遇改善加算※1	介護職員の待遇を改善し、資質の向上の支援に関する為の加算です。 (Ⅰ)…事業所内の経験・技能のある職員充実 (Ⅱ)…総合的な職場環境改善による職員の定着促進 (Ⅲ)…資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備 (Ⅳ)…介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等 (Ⅴ)…現行の一本化後の新加算Ⅰ～Ⅳに直ちに移行できない事業所のため、激変緩和措置として、新加算Ⅴ(1～14)を令和7年3月までの間に限り設置。
高齢者虐待防止措置未実施減算	利用者の人権の擁護、虐待の防止等より推進する観点から、全ての介護サービス事業者について、虐待の発生又はその再発防止するための措置が講じられていない場合に、所定単位数の1%の単位数が減算。
業務継続計画未策定事業所※2	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービス継続的に提供できる体制構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の3%の単位数が減算。

※1 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年3月31日まで算定可能。

※2 （業務継続計画未策定減算） 令和7年4月1日から適用

(2) 交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの利用者は無料です。それ以外

の地域にお住まいの利用者は、訪問介護員が訪問する為の交通費が必要となります。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場

合は、至急ご連絡下さい。

連絡先 : 電話 043-234-7881

夜間（17：30-8：30）：電話 080-7307-1808

①ご利用の24時間前までにご連絡頂いた場合、無料

②ご利用の12時間前までにご連絡頂いた場合、当該基本料金の50%

＊但し、やむを得ない事情（急な入院、不慮な出来事等）の場合は、無料です。

(4) サービス提供に係る水道光熱費等

利用者の居宅でサービスを提供する為に使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

(5) 利用料金のお支払方法

当該月利用分を翌月15日付けで請求書を発送いたしますので、請求書到着後15日以内にお支払い下さい。お支払い頂きますと、領収書を発行いたします。お支払方法は、口座振替となります。又、振込手数料に付きましては、利用者ご負担となります。

5. サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

①利用申し込みを受け付ける。

②利用者の居宅を訪問し、事業内容等を説明した後、契約を締結する。

③担当介護支援専門員等よりサービス計画(ケアプラン)原案等の提供を受ける。

④サービス担当者会議に参加する。

⑤サービス計画(ケアプラン)に基づき訪問介護計画を作成し、利用者に同意を得る。

⑥訪問介護計画に基づいてサービスの提供を開始する。

⑦定期的・継続的にモニタリング（経過管理）を実施し、訪問介護の継続・変更等について検討する。

⑧定期的あるいは必要に応じて、訪問介護計画の変更等を行う。

(2) サービスの終了

利用契約書第7条に基づきます。

(3) 契約の終了

利用契約書第9条に基づきます。

6. 当事業所のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

①事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行う。又、実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めるものとする。

②事業者は、訪問介護員の質的向上を図る為の研修を定期的に行うものとする。

③事業者は、訪問介護サービスの提供の開始に際し、利用者又はその家族に対し、運営規定の概要、サービスの選択に資すると認められる重要事項を配した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得るものとする。

(2) サービス利用の為に

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出下さい。可能な限り対応させていただきます
男性ヘルパーの有無	有	
従業員への研修の実施	有	月に1回内・外部研修を実施しています。
サービスマニュアルの作成	有	

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救

急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡致します。

主治医	医療機関名	
	連絡先	
ご家族	(1) 氏 名	
	連絡先	
	(2) 氏 名	
	連絡先	

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所利用者相談・苦情担当

担当者：松浦 菊夫 電話：043-234-7881

(2) その他

当事業所以外に、介護保険証に記載されている市町村の相談・苦情窓口等に苦情を

伝える事ができます。

市町村名：千葉市

電話：043-245-5256

千葉県国民健康保険連合会

電話：043-254-7409

9. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

10. 当法人の概要

(1) 名称・法人種別 株式会社 太寿

(2) 代表者役職・氏名 代表取締役 山口 洋

(3) 本社所在地 東京都新宿区西新宿6-6-3 新宿国際ビルディング新館4階

(4) 電話 03-5989-0565

(5) 定款の目的に定めた事業

①有料老人ホームの運営管理に関する業務

②高齢者介護施設の施設運営に関する業務

(6) 営業所数

居宅介護支援

訪問介護、訪問介護相当サービス

通所介護、通所介護相当サービス

(介護予防)訪問看護

定期巡回訪問介護看護

住宅型有料老人ホーム

個人情報利用同意書

利用者と事業者の間で締結された訪問介護及び訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス契約書の第10条第2項に基づき、サービス担当学会等や医療機関との連携調整、介護報酬請求審査及び支払いに関する問い合わせ、その他訪問介護を提供する上で必要がある時は、利用者又はその家族等の個人情報を居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設等、医療機関、市町村の職員、介護報酬請求審査及び支払い機関等に提示する事に同意します。

—————契約をする場合は、以下の確認をする事

当事業者は、利用契約書及び重要事項説明書に基づいて、訪問介護及び訪問介護相当サービスの内容及び重要事項の説明をしました。この契約の成立を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印又は署名して各一通を保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 住 所 〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-3

新宿国際ビルディング新館4階

法人名 株式会社太寿

事業所住所 千葉県千葉市若葉区小倉町1763番地12

事業者名 若葉の丘ケアセンター

(事業所番号) 1270402173

代表者 管理者 松浦 菊夫 (印)

説明者	職 名
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

氏 名 _____ (印)

(説明者は、記名押印 又は 署名(署名の場合押印不要)を行う)

上記内容の説明を受け、了承致しました。

私は、訪問介護及び訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービスの内容及び重要事項の説明を受け、この利用契約書に基づく訪問介護及び訪問介護相当サービス、生活援助

型訪問サービスの利用を申し込みます。また事業所が、私及び家族等の個人情報を使用することに同意します。

利用者	住所
	氏名 _____ ⑩

御家族	住所
	氏名 _____ (続柄) _____ ⑩

御家族	住所
(代筆者)	氏名 _____ (続柄) _____ ⑩